

北九州市本庁保護課と生活保護行政について懇談会を実施

例年実施している市保健福祉局保護課との懇談会を、1月26日(月)に北九州市総合保健福祉センターにおいて実施しました。毎年、この自治体キャラバンの時期に改善項目を申し入れ保護課の回答を受けて懇談をおこなっており今回もこの間同様、事前の回答について社保協の生保問題連絡会で精査し、懇談会に臨みました。社保協からは高木会長(弁護士)をはじめ15名が参加。市保護課からは保護係長ら5名が出席しました。懇談では、申し入れ事項の順番に事前回答の内容について意見交換を行いました。



この間の懇談会で、生健会や病院MSWから現場での具体的な問題事例が数多く報告されている事を考慮してか今回より、指導監査係長(各区福祉事務所を管理・監督)が初めて参加した点と毎回、指摘・確認や改善要求が多く出されることを受けてか書記として主査が参加し、記録として残すと言う行政側の姿勢が見てとれた事は一定評価に値すると思いましたが。しかし、北九州市の生活保護の状況をはじめ毎回、訊ねている項目についてはずっと同じ回答で改善が認められない点は問題があると感じています。見解の相違もありますが、本庁保護課には業務手引書にもとづき被保護者の立場立った生活保護の運営がなされているか各区の福祉事務所の実態把握に努めて頂きたいと思っています。今後もこの懇談会を通じ市民本位の保護行政となる様、ねばり強い交渉を重ねていきたいと思っています。

※今回の懇談会における到達

- 毎年変わらない50%を切る低い申請率の問題をあらためて指摘し改善要求。
- 分割支給対象者の数と被保護者の立場に立った対応の検証は持ち帰り検討を確認。
- 被保護者が亡くなる迄に係った経費の支払いについては、「事前申請で支払い可能」との議会答弁があるのに「一身専属制」を理由にした保護課との考え方と齟齬あり。
- 3月に控える生活保護システムの標準化に伴い国の様式に統一予定である「保護費決定通知書」については分かりやすく丁寧な説明と工夫を要求。
- 最高裁決定に伴う保護費の遡及支給は指針が確認され次第、速やかな対応を確認。
- 63条、78条の「生活に支障がない範囲での返還限度額」と「本人同意について」各福祉事務所での徹底を約束。
- 被保護者の介護サービスにあたっては「個人の状態に沿った必要なサービスの導入に努める」ことを共有認識。また、民間のケアマネに対して福祉事務所ケアマネより「不適切な介入はしない」ことも研修等を通じ徹底を確認。
- 保護費金額変更等の説明は福祉事務所CWの本来業務である事の認識を共有。
- 申請権侵害にあたる様な窓口対応はあってはならない事の周知徹底を約束。